

令和元年度 福岡市こども・子育て審議会

目標3 「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」

専門委員会（第2回）

## 会 議 録

日 時 令和元年8月29日（木）17時00分

場 所 エルガーラホール7階 多目的ホール

令和元年度 福岡市こども・子育て審議会  
目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」専門委員会（第2回）  
〔令和元年8月29日（木）〕

開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまから、福岡市こども・子育て審議会、目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」専門委員会の第2回目を開会いたします。

こども未来局総務企画課長でございます。よろしくお願いいたします。

第5次福岡市子ども総合計画の目標3につきましては、前回の第1回目のこの専門委員会でご審議いただき、さまざまなご指摘、ご意見等をいただきました。今回、それを踏まえまして修正等を行っておりますので、ご意見等を賜りたく存じております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。失礼いたします。

まず、会議資料の確認をさせていただきます。

1枚目に会議次第がございます。それから、委員名簿、席図。議題に関する資料といたしまして、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」、資料2「第5次福岡市子ども総合計画 目標3（素案）」がございます。

以上、不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、安部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

議題

第5次福岡市子ども総合計画 目標1（素案）について

○会長 8月一杯が委員の任期ということで、今日が最後の委員会になります。

では早速、議題の第5次福岡市子ども総合計画目標3（素案）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 こども未来局総務企画課です。

議題「第5次福岡市子ども総合計画 目標3（素案）について」、ご説明いたします。

まず、第1回の専門委員会でいただいたご意見でございますけれども、「施策10 子ども家庭支援体制の充実」に関しましては、ポピュレーションアプローチから、子ども家庭総合支援拠点、子ども家庭支援センター、児童相談所などの全体像について、リスクなどに応じた役割分担を描いた図を掲載したほうがよいこと、「施策11 児童虐待防

止対策と在宅支援の強化」に関しましては、体罰によらずに子育てをする方法を、例えば学校での懇談会などを含め広く市民一般に浸透させていく方策を考えていく必要があること、また、市民との共働によって虐待防止キャンペーンに取り組んできたことを成果として記載したほうがよいこと、「施策14 社会的養護体制の充実」に関しましては、社会的養育のあり方検討会での結論として、子どものアセスメントを行ってニーズを評価することや、社会的養護からの自立に向けて若者を支援する団体などと連携することを記載する必要があること、「施策15 子どもの権利擁護の推進」に関しましては、子どものアドボカシーについて国全体の動きにも応じて取り組む旨を記載したほうがよいこと、また、子どもの権利に関する取り組みを市民全体で推進することや、LGBTの子どもへの支援に関する記載が必要であることなどのご意見をいただきました。

そのほか、現状と課題や施策の方向性などの記載内容を明確にするため、文言の整理に関するご指摘もいただきました。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。

まず、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」をご覧ください。

目標1の専門委員会において、計画の対象に妊娠期を含むことを明示したほうがよいことのご意見があり、「3 計画対象」の子育て家庭の定義に、妊娠期を含むことを明示いたしました。

次に、資料2「第5次福岡市子ども総合計画 目標3」の56ページ、施策10をご覧ください。第1回のご指摘を踏まえ、児童相談所についてはすべて「こども総合相談センター（児童相談所）」という表記に統一いたしております。

続きまして、58ページをご覧ください。各機関が担う役割に関する図を作成し掲載いたしております。

60ページ、施策11をご覧ください。第1回のご意見を踏まえ、「これまでの取組と成果」の一つ目のひし形を新たに追加し、社会全体で子どもを見守る取り組みを推進したことを明記いたしております。

61ページをご覧ください。（2）関係機関の連携による支援や啓発の一つ目の丸に、社会全体で子どもを見守る取り組みを進めることを加筆しております。

68ページ、施策14をご覧ください。「施策の方向性」に、若者に関わる機関や団体との連携を進め、必要な支援やサービスに的確につなぐことを加筆しております。

70ページをご覧ください。（4）施設機能の向上・転換に、「適切なアセスメントの結果」という文言を追加しております。

72ページ、施策15をご覧ください。「施策の方向性」に、「国による施策等の動向も踏まえながら」という文言を加筆するとともに、「性的マイノリティの子ども」を加筆しております。

最後に73ページをご覧ください。（3）子どもの権利の啓発と尊重に、二つ目の丸の文章を追加しております。

そのほか、若干の文言や数字の整理を行っております。

「第5次福岡市子ども総合計画 目標3について」に関する説明は以上でございます。

○事務局 恐れ入りますが、続きまして、前回の会議で「健やか親子21」についてお尋ねがございましたので、それに関して担当課長からご説明をさせていただきます。

○事務局 こども発達支援課長です。

前回の会議で会長からご質問があった母子保健の国民運動計画であります「健やか親子21」と今回の子ども総合計画との関係について、お答えをいたします。

国からは「健やか親子21」で示された課題や指標を基本として、市町村及び都道府県が母子保健計画を策定することが求められております。また、国のほうからは次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に母子保健に関する事項も盛り込まれていることから、これらの計画と母子保健計画を一体的に策定しても差し支えないとされております。

そういった中、福岡市の母子保健計画につきましては、「健やか親子21」で示されました切れ目ない妊産婦、乳幼児への保健対策、あるいは妊娠期からの児童虐待防止対策といった視点も踏まえまして、資料1をご覧いただきたいと思いますが、「Ⅱ 計画の全体像（案）」の目標1、安心して生み育てられる環境づくりの「施策1 母と子の心と体の健康づくり」、こちらを中心に施策の方向性を今回お示ししてございまして、資料1の「2 計画の位置づけ」の二つ目の丸の「以下の計画としての位置づけ」の3番目に記載しております、先ほど申し上げました次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」、母子保健計画についてはこちらと一体的に策定しているといった整理になります。

前回、会長からご質問があった件につきましては以上でございます。

○事務局 事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

それでは、皆さんのほうで質問などありますか。一つずつ行きましょうか。

じゃあ、資料1について何か質問とか意見がありますか。計画対象の中の最後の育成しようとする家庭に「妊娠期を含む」ということで、妊娠期から39歳ぐらいまでを対象にするということになったみたいですけど。

これは全体の概要ですから、よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、「施策10 子ども家庭支援体制の充実」というところで、メインはこの58ページの図が入って、全体のどこをカバーするかということが明らかになったということ、それと、総合相談センターと児童相談所を「こども総合相談センター（児童相談所）」というふうに統一したということですけど、ほかにこの部分で。

○委員 質問ですけれども、子育て世代包括支援センターというものの実際の仕組みを教えてくださいませんか。

○事務局 こども発達支援課長です。子育て世代包括支援センターというのは、妊娠期から切れ目のない支援をやっていくための仕組みでございまして、福岡市においては各区の保健福祉センターの中に、母子健康手帳の交付であるとか、乳幼児健康診査等を担当しております健康課、それから、支援が必要な乳幼児のご家庭等を訪問する保健師で組織されております地域保健福祉課、それと、虐待相談等の窓口を担当している子育て支援課、この三つの課が連携して、妊娠期からの切れ目のない支援に当たっております。この3課を子育て世代包括支援センターとして位置づけております。

○委員 ありがとうございます。その中で中心的になる責任の課というのはあるのでしょうか。それと、それを統括する市の仕組みはあるのでしょうか。区を統括するような。

○事務局 子育て世代包括支援センターの本庁の窓口は、私ども、こども発達支援課になります。区の中の統括の仕組みといたしますか、要は、状況に応じて関係課で連携をして、ケース会議等を開いて役割分担を決めて支援に当たっていくというところですけども、入り口の部分は健康課のほうで対応しておりますので、医療機関とのやりとり等は第一義的には健康課が窓口となってやっております。

○会長 前回、私も自立支援センターについてお聞きしたんですけども、先ほどの子育て世代包括支援センターとか、子ども家庭総合支援拠点とかという言葉が出てきたりするんですが、こういう市の行政機関の窓口がこういう仕事をしますというのは、どこかで一覧表みたいな形でこれに載るんですか。

何を言いたいかということ、市民の方がその言葉を聞いて、「ああ、こういうことなんだ」とすぐわかるかなという意味です。委員の質問はそうだと思うんですけど。

○事務局 所管課の業務が具体的にどうというのは計画に記載はございませんけれども、それぞれの事業については、市民が見てわかりやすいような形での記載にできるだけしていきたいとは考えております。

○事務局 今配付しております資料の、例えば62ページの最後に現在の主な事業ということで、事業名を全部かためて書いておりますけれども、こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、市民が見てこの事業がどういう事業なのかというのがわかりやすいような記載にしていきたいとは考えております。

第4次計画が今お手元にあるかと思えますけれども、それも表の形で事業内容を記載しておりますので、そういう形にはしたいと思っております。

○会長 事業名は載るんですけれども、例えば今言われた子育て世代包括支援センターとか子ども家庭総合支援拠点、生活自立支援センターとか、そういうところはこの中に載るんですか。

○事務局 事業名として記載されるものもございまして、子ども家庭総合支援拠点などの具体的な取り組み内容については、この計画の中の本文に、具体的な役割を記載しております。

○委員 小児科ですとか産婦人科は、子育て世代包括支援センターが充実されるのをものすごく望んでますので、ぜひ充実させていただきたいと思えます。

○会長 ほかに施策10のところでは気になることとか、よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○会長 それでは、11の虐待防止のところでは、今まで市民と行政と地域が一体となって取り組みを進めてきたということが追加されたということでした。ここはそれぐらいでしたっけ。それから、子どもプラザや学校などの場を通じて体罰によらない子育ての啓発に取り組めますというところですね。そういうことが追加されたということですが、ほかに気になるところがありますか。

すみません、新たな質問ですけど、施策の方向性のひし形の一目が、一人一人の子どもが家庭において安心して心身ともに健やかに成長できるよう、切れ目のない支援を行いますということですけど、これは目標1の施策1にもかなり重なる場所ですね。なので、例えば再掲みたいな形はどうなんでしょう。行政計画で、こっちにも載ってて、こっちにも載ってて、括弧して再掲と載っていたりするところがあるんですけど。

○事務局 こちらに関しましては、基本的に施策11のタイトルにございますとおり、児童虐待防止の観点からの施策を中心に書かせていただいておりますので、そういったところでの記載となっております。

○会長 目標1のところはこの守備範囲ではないですが、目標1の施策1とかなり重なりますよね。

○事務局 はい。重なってくる部分はございます。

○会長 つまり、子育て支援でもあり、それが虐待防止でもありという両方の面を持っているので両方同じように書いてもいいかなと。ただし、これは前にも書いてますよということで、再掲と載せてもいいのかなと思った次第です。  
ほかにこの部分について気になることがありますか。

○事務局 記載の仕方につきましてはまた検討させていただきます。

○委員 61ページの上から三つ目の丸の2行目に「量の見込みに応じた利用枠の確保」とありますが、量というのがちょっと、子どもの問題というか人の問題のところでは引かれるんですけども、何か必要人数とかにしたほうが。それとも、ニーズという意味で、人数を言っている意味じゃないんですかね。このようなときに量という使い方をするのが適切か不適切なのか、ちょっとよくわからないのですけど。

○会長 何の量なんですかね。

○委員 たぶん、必要性というか、必要人数という意味かなと思ったんですけども。

○事務局 おっしゃるとおり、これは必要人数のことなので、表現の仕方、表記の仕方を検討したいと思います。

○委員 すみません、言葉尻を捉えて。以上です。

○会長 ほかに気になることはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○会長 それでは続きまして、「施策12 ひとり親家庭への支援」というところです。ここは前回から議論がなかったわけではないですよ。こうしたらいよいよということはないかなって思ってたんですけど。

○事務局 ここはご質問が中心でございまして、特に表記のご指摘とか変更のご指摘はございませんでした。

○会長 本当に子どもの貧困にも直結するようなひとり親家庭の問題です。  
ごめんなさい、全然関係ないんですけど、子どもの医療費の無料は何歳までですか。

○事務局 保健福祉局政策推進課長です。ご質問がありました子ども医療費の助成ですけども、通院が小学校6年生までを対象としておりますが、3歳未満が自己負担なしです。3歳以上、小学校就学前までの自己負担額は1医療機関あたり月600円まで、小学生の自己負担額については1医療機関あたり月1,200円までです。入院につきましては、中学校3年生まで自己負担なしということになっております。

○会長 ありがとうございます。  
では、「施策の13 子どもの貧困対策の推進」です。  
貧困の子どもの医療費は特別なものはないんですかね。両親そろっていて貧困という場合には。母子家庭の場合は何かあったような気がしたけど。

○事務局 ひとり親家庭等医療費助成制度というのがございまして、市内にお住まいで健康保険に加入している母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童で、父母のいない児童を対象にした制度になっております。他の制度が利用できる生活保護を受けておられる方など、一部対象外となる場合もございますけれども、助成の範囲として、通院の場合、自己負担額を1医療機関あたり月800円までとし、それを超える分について助成されます。入院については、小中学生は自己負担なしですけども、18歳の方までが対象になっているので、その方については月7日まで、1医療機関あたり1日あたり入院費の500円を超えるものが対象として助成されることになっています。

○会長 ありがとうございます。貧困の子どもさんも何かあまり病院に行けないよねと  
思っていたところなので。

ほかにこの部分で気になるところは。どうぞ。

○委員 すみません、また言葉尻になるんですけど、66ページの施策の方向性の二つ目のひし形で、冒頭「子ども等」と書いてあって、その後の2行目、3行目には「子ども」となっているのですけれども、「子ども等」というのは、資料1によると子どもは18歳までなので、19歳、20歳を含むという趣旨でしょうか。もしそうだとすると、2行目と3行目も「等」とつけてもいいのかなと思います。統一したほうがいいのかなと思いました。まず、「子ども等」というところに何か意味があるのでしょうか。

○事務局 はい。その後に「教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援」という記載をしておりますが、これは保護者を含む表現ということで「子ども等」としております。

○委員 わかりました。保護者の意味だと、2行目、3行目は「子ども」でいいんですね。わかりました。

○会長 わりと法律なんかで「等」がつく場合は、括弧して、以下このときには「等」とするみたいなのが定義としてあったりするんですけど、そういう「等」の定義はどこかにあるんですか。それともここだけですか。

○事務局 この「等」は使う場面によってさまざまな使い方がございますので、統一した定義というのはございません。

○会長 そうすると、子どもに対する支援と保護者に対する支援とを一緒に書いているということですかね。

○事務局 はい。ここの「子ども等」については、そのような意味合いで使っております。

○会長 そうすると、子どもに対してこういう支援をします、子どもの保護者に対してはこういう支援をしますと、分けたほうがわかりやすくないかな。ぱきっと分けられない、両方に対してすることもあるんですか。

○事務局 両方に対してすることもあります。この記載の仕方については検討させていただきます。

○会長 職業生活の安定と向上のための就労支援、経済支援は両方にするかな。まあ、ち

よっと考えてください。ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○会長 では、「施策14 社会的養育体制の充実」です。各関係機関との連携とか、70ページの上から2行目の適切なアセスメントに基づいたケアとか支援とか、その二つだったかと思います。それも含めて皆様で気になるところはありますか。

68ページの施策の方向性のひし形の2つ目も変えたのかな。

○事務局 細かく分割しております。

○会長 ですよ。前回、同じようにあったのが、ひし形とポツになったというところですね。はい、ありがとうございました。

すみません、一つ質問ですけど、76ページに成果指標が掲げられていて、例えば、里親の委託率、乳幼児が75%にしますということを令和6年度の目標に掲げているんですけども、目標値については本文には書かないということですか。

○事務局 目標値、成果指標等につきましては、こういう形でまとめて記載することにしております。

○会長 よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○会長 では、最後「施策15 子どもの権利擁護の推進」です。73ページの(3)の二つ目、マイノリティの子どもや家族への相談・支援ということとか、72ページの国の施策の動向を踏まえながら、子どものアドボケイトを推進します、性的マイノリティの子どもについても環境づくりを推進しますという記載が加わったということですけども、それ以外にもこの辺で何か気になることとかありますか。

○委員 73ページのマイノリティの前には性的がついてないんですけど、これは何か。

○事務局 こちらにつきましては性的マイノリティに限らず、そのほかの、外国人等も含めた広い概念で書いております。

○副会長 2点意見があります。一つは取り組みの方向性に関わる分で、二つ目は最後の主な事業についてです。

取り組みの方向性では、今回、児童福祉法が改正されたことを反映して重要な進展があったというふうに私は考えております。取り組みの方向性の中で、一番初めのひし形に書かれている「児童の権利に関する条約や児童福祉法に示された子どもの権利擁護の理念について」という項目がありますがけれども、ここで、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を考慮した取り組みを進めますと。この項目が方向性のすべてを述べている項目だと思いますが、具体的にそれをどう進めるかということで、3番目の里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもたち云々というのがございます。そこは一番子どもの権利が侵害されている分野だと考えますので大事なんですけども、その子どもたちだけでなく、やはり学校とか地域など、子どもに関するあらゆる分野で子どもの意見が尊重されるという、その文言が必要ではないかと思うんですね。子どもたちが意見表明ができるように支援する仕組みづくりなどに取り組むというふうにあります。そのことによって、具体的に子どもの権利擁護を推進しますということで、これは大きく前進する方向性を示したものとして非常に大事な部分ではないかなと思います。

ですので、三つ目のひし形のところでは、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもたちをはじめ、学校、地域など子どもに関わるあらゆる分野において、子どもたちが意見表明できる云々というふうに、その言葉を入れていただくのはどうでしょうかと思いますけれども、いかがでしょうか。そのことが一つです。

それから、同じ項目ですけども、(2)子どものアドボカシーということが出ております。これも日本では新しい概念が導入されたというふうに思いますし、子どもの権利擁護を具体的に進める上では画期的なものだと思いますけれども、これを具体的に社会的養護関連施設云々とそういう分野のことは書いてありますが、やはり学校や地域などということも忘れず、ここでも書いていただきたいと思うところです。一つの項目に書かれるか、別項目を立てられるかは考えていただければいいかと思いますが。

つまりは、社会的養護の関連の分野だけではなく、あらゆる子どもたちにとって、子どものアドボカシーは必要なんだという方向性を打ち出していくということは、初めの取り組みの方向性の一番頭のところに書いてあることにはなっていると思いますが、(2)のところ、このことが欠けているのではないかと思いますので、ぜひ入れていただきたいと思います。よろしいでしょうか、いかがでしょうか。

○事務局 今ご指摘いただいた中身については、表現の仕方等を検討する必要があると思いますので、検討させていただきたいと思います。

○副会長 表現の仕方については、もちろんお任せをしますが、ただその項目を入れてい

ただきたいということです。あらゆる子ども、学校とか地域とかという言葉で入れていた  
ただきたいということです。

○事務局 その項目として起こせるかどうかも含めまして、検討させていただきたいと  
思います。

○副会長 お願いします。

○会長 この素案というか、目標3では5年間にできることを書くというのが基本なんで  
すか。

○事務局 来年度から5年間の計画ということになります。

○会長 副会長から言われた施策の方向性の最初の四角の3行目「子どもに関わるあらゆる  
分野において、子どもの意見を尊重し」ということは全体の方向性ですよね。これは  
国でも議論があったんですけど、本来はすべての子どものアドボケイト、権利擁護が大  
事だけど、まず手始めに社会的養護のところから始めましょうということで、国のほう  
もやっと手をつけ始めたところなんです。だから、市としても、すべての子どもの権利擁護  
のところまで書けるかどうかというのはなかなか難しいのかもしれないけど、でも、そ  
ういう方向に行きますということは少なくとも明示してほしいというのが副会長の意見  
ですね。

○副会長 そうです、はい。実際にいじめ防止ですとかそういうことは書いてあるわけ  
ですし、今一番懸念されるのは子どもの自殺です。非常に追い詰められている子どもたち  
がたくさんいるということで、いつこの福岡市の中でも子どもの自殺が起きるか、その  
可能性は私は非常に高いと思っていますところです。危機感が市民の中では非常に高いん  
ですね。そういうことに、子どもたちがSOSを出せる。言っではいけないんだと多く  
の子どもたちは思っているところを、やっぱり取っ払って、子どもたちが少しでも苦し  
いことがあったら出せるように、それをちゃんと聞いてあげる、アドボケイトって言い  
ますけれども、その人材を育成するというのを私たちは既に昨年からはやっております。  
2年後ぐらいには制度化されるということで国も示されているわけですがけれども、それ  
は単に社会的養護の分野の子どもたちだけではなくて、実際に虐待ですとか自殺という  
のは地域で起きていることですので、やはりそこに早くに目を向けて少しでも予防して  
いくという、その意味があると思います。市民レベルではこの課題意識は非常に高いで

す。そういうことができる人を育てているというか、人材養成ももう始めていますので、そこは、いつかはという話ではなくて位置づけていただきたいということです。

○会長 ここは検討というところで、よろしくお願ひしたいと思います。  
ほかに。どうぞ。

○委員 73ページの(2)の一つ目の丸です。3行目から始まるところで、里親や社会的養護関連施設に措置されている子ども専用の相談電話や権利ノートということですが、里親の措置されている子どもに、この電話番号にかけてくださいということなんですかね。里親のところにいる子どもにも権利ノートを渡しているんですかという質問と、あと、1行目の「社会的養護関連施設に一時保護や措置されている子どもの権利を擁護するため」と、これが目的になっているなら、この3行目に里親が入ってくるのはちょっと違和感があるんですけれども。ですので、そこの「里親や」を削除するか、または、この前半と後半を別の丸にして別の話にするか、ちょっとその辺をご検討していただければと思います。

○会長 里親へ権利ノートは配付されていますか。

○事務局 里親家庭に委託をしている子どもさんたちにも、施設に入所している子どもさんたちと同じように、権利ノートというのは配付しておりますし、説明もしておりますし、権利面接というのも実施しております。

○委員 相談電話というのも対象になるんですね。

○事務局 はい。あんしんホットラインの電話番号が書かれたカード式のものを手渡ししております。

○委員 なるほど。そうすると、この1行目のところに社会的養護関連施設などとしたらいいんですかね。そう思いました。以上です。

○委員 質問ですけれども、81ページのいじめの認知件数の推移です。2017年が急に、中学生も小学生も上がっているのは、何か調べる方法が変わったのでしょうか。

○事務局 いじめの定義がより具体的に示されてきており、学校でもその定義が周知され

てきています。それから、これまでも各学校で、小さいいじめに対しても指導してまいりましたが、それをきちんと学校が教育委員会に報告するようになってきたことなどが要因となって増加している傾向にございます。

この増加は、我々はマイナスというイメージで捉えているわけではなく、前向きに積極的に学校が認知して、いじめの早期発見、早期対応に取り組んでいると捉えているところでございます。

○委員 わかりました。たぶんそうだろうなと思ったんですけども、急にすごく上がっているのでびっくりしました。

あともう一つ、また別ですけども、外国にルーツを持つ子どもという表記がありましたけども、外国にルーツを持つ子どもは独特の言葉の問題だったり教育の問題とか、いろいろな問題があると思うんですけども、すみません、全部読めてないのでわかりませんが、何か項目立てして、そういう子たちに特化した項目とか章とか、そういうのは必要ないのでしょうか。

○事務局 そこに特化した章立てなど大きな項目はございませんが、取り組みとしましては、先ほどお話がありましたとおり、73ページの中の下二つの丸ですね。「学校、子ども総合相談センターなどの関係機関が連携し、マイノリティの子どもやその家族の相談に応じます」と。それから、「日本語指導が必要な児童生徒が、学校や地域において、コミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得の指導・支援を行います」というところが取り組みの主なものでございます。

○委員 では、その外国にルーツを持つ子どもに関する文章はこの二つということになりますか。

○事務局 具体的に外国にルーツというところで特化したものについては、この二つということになります。ただ、基本的にこの計画自体がすべての子どもを対象にしておりますので、全体を貫く視点として外国にルーツを持つ子どもさんもすべての子どもの中に入っておりますので、全体の中で当然支援をしていくという視点は盛り込まれております。

○委員 わかりました。たぶん、数はすごく増えているし、今からも増えると思いますので、よろしく願いいたします。

○副会長 もう一つお尋ねしたいことといたしますか、意見でもありますけれども、最後に主な事業としてまとめられております。次のページですね。この中に人権教育があります。地域での人権教育、それから、学校や保育所などでの人権教育の推進があるんですが、その内容で少し気になるのは、子どもの権利条約の理念ということが冒頭にあるわけですから、子どもの権利条約に書かれている子どもの権利について、きちんと啓発普及していくという内容になるのは当然ではないかと思うんですけれども。

当然これまでの人権教育の内容にも重なっていますが、一番大事と私が今思いますのは、子ども自身が、自分が権利の主体者であることを知るということなんですね。つまり、苦しいことがあったら言っていいんだ、声を上げていいんだということを、ちゃんと自分自身が知る、子どもたちが知るということなんです。そのことによって問題の解決が図られ、また大きな問題であればシステムに何か影響を与えるようなことにもなるかもしれないということです。

これは社会的養育のあり方検討会でも相当議論されたところで、施設の子どもたちを訪問して、いろいろ声を上げてもらおうと、やっぱり大人が本当に耳を傾けなきゃいけない、今後のあり方を考えなきゃいけないようなことを子どもたちが言っているということもわかるわけですよ。ですので、大事なのは、いじめの問題でもそうですけれども、子どもたちが苦しかったら声を上げる、違うと思ったら声を上げる、それはあなたの権利ということをちゃんと知らせていくということで、子どもに対する普及啓発の一番の肝の部分ではないかと思えます。

これまでの人権教育というのはどちらかといったら、いろいろな意味の差別はあっちゃいけないよということで、そういう教育は受けたと思いますけれども、学校で人権教育を受けた人が、いろいろ勉強はしたけれども私自身の権利については教えてもらえなかったというふうに言っていました。これからはそれが大事なことなんじゃないかと思うし、この取り組みの方向性ということでいうと、国が示している方向性でいっても、そのことが大事じゃないかと思えます。

これは、ひょっとしたら大きな問題になるかもしれません。これまでの人権教育の体制というのは、基本計画もありますし、大きな枠組みもあるのは存じてますけれども、これからはもう少しプラスして考えなければいけない点があるのではないかと思います。これまでのように「人権教育を進めます」では済まないような内容が今、必要とされているんじゃないかと思えますので、このことを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○会長 学校教育の話になったり、子どもの人権教育はどうあるべきかとか、子どもにどうやって子ども自身が権利の主体であるということを伝えていくかというような課題な

ので、簡単には答えが出ないかもしれませんが。ただ、私は、これは委員がとても大事にしているところだし、私たちが大事にしないといけないところを言っていたと思うので、それを事務局として十分検討していただきたい。ただ、5年計画の中にそれをどう入れ込むかというところはまた行政的にも難しいところかもしれませんが、方向性として、子ども自身が権利の主体であると、子どもにそういう権利意識を植えつけるために市が何ができるかということをぜひ検討していただきたい、という意向だと思います。

○事務局 ご指摘の点は大変重要な視点だと思っておりますので、今後そういった視点を持ちながら取り組みを進めていきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。まだまだ意見があるかもしれませんが、そろそろ時間なので、とりあえず事務局にマイクを戻したいと思います。

閉会

○事務局 安部会長、委員の皆様、これまで2回にわたりまして熱心にご議論いただき、またたくさんのご指摘、ご意見等いただきまして、誠にありがとうございました。

これまでいただきましたご意見等を踏まえまして、これから計画の原案を作成いたしまして、9月の末に開催を予定しておりますこども・子育て審議会総会で全体の計画をご審議いただく予定としております。今まで本当にありがとうございました。

最後に、事務連絡をさせていただきます。

本日の会議の内容につきましては、会議録を作成いたしまして公表することとしております。後日会議録の確認をメールまたは郵便でお送りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、この専門委員会を終了させていただきます。本日は非常にお忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございました。

閉 会